

市長が定める安全性確保の対策

津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成 27 年津島市条例第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する市長が定める安全性確保の対策の構造法は、次のとおりとする。

- 1 床面の高さが想定浸水深（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号に規定する浸水想定区域において、浸水した場合に想定される水深をいう。）以上となる居室（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。）を設けること。なお、居室が複数の想定浸水深に存する場合においては、それらのうち最大の想定浸水深を適用する。
- 2 有効床面積は、次の式によって計算した数値以上とすること。

$$A = 3PF_s$$

A、3、P、Fs は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 有効床面積（㎡）

3 災害が発生した際に必要な専有面積（㎡/人）

P 施設定員（人）

Fs 安全率（次の表に掲げる数値とする。）

安全率 (Fs)		条件
$\frac{2}{3}$	条件を 2 つ満たしている場合	① 施設定員に対し、3 日以上の食糧が確保されていること。 ② 施設定員に対し、3 日以上の簡易トイレやトイレトットペーパーが確保されていること。
$\frac{5}{6}$	条件を 1 つ満たしている場合	
1	条件に該当しない場合	

- 3 申請者は、国や愛知県が示す電気設備の浸水対策に関するガイドライン等に基づいた設備の設置に努めなければならない。
- 4 申請者は、国や愛知県が示す防災のガイドライン等に基づいた避難計画の策定に努めなければならない。